

令和4年度
栗東市教育方針
(案)

栗東市教育委員会

Ⅰ はじめに ～教育を取り巻く課題～

1. 全国的な課題

21世紀に入って、若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況は厳しい状態が続いています。次代の社会を担う子どもや若者の健やかな成長が社会の発展の基礎をなすものであることに鑑みれば、あらゆる知見を総合して諸課題に対応していくことが必要となっています。さらに令和時代には、社会が加速度的に変化し、複雑で予測困難となってきたことが指摘され、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっています。そのような社会の大きな変動の中においても家庭の経済状況や地域差、本人の特性等にかかわらず、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を図り、学校・園が全人的な発達・成長を保障する役割や、安全・安心に人とつながることができる居場所としての福祉的な役割も担い、子どもたちの知・徳・体を一体で育み、もてる資質・能力を確実に育成する必要があります。

次代を切り拓く子どもたちに求められる力は、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論をするために、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しいこたえや納得解を生み出す力などが必要とされ、先行き不透明となる社会の中で、答えのない問いにどう立ち向かうのかを支える力でなければなりません。

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）が全会一致で採択されました。SDGsは17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、わが国を含む全ての国連加盟国が2030年（令和12年）までに取り組む国際目標です。

また、SDGsは、世界中の「誰ひとり取り残さない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると強調しており、社会に存在するあらゆるバリアを取り除くとともに、国や地域、人権、ジェンダー、障害の有無等、様々な側面における多様性を受け入れることが重視されています。

教育分野においても、SDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会の担い手を育む教育を実践し、未来を切り拓く人間を育成することが求められています。

2. 栗東市における課題

本市では、年少人口が減少局面にある中で、安定・継続したまちづくりが可能な人口・

年齢構造の確保に努める必要があります。また、新しい生活、新しい社会構造をつくりあげるために、市民の暮らしやビジネスに新たな技術革新・改革が期待されており、こうした社会の変化に対応できる新しい教育に柔軟に取り組む必要もあります。

一方で、手で触れること、言葉を交わすこと、集団で力を合わせる機会が減少する中で、これまで以上に一人ひとりが自分を大切にし、自分と同じように他の人を大切にする人を育てる教育の充実を図らなければなりません。そして、家庭教育から子育て保育、幼児教育から学校教育、社会教育へとつなぎ、家庭の経済状況や障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して学ぶことができるよう、教育機会を確保することがますます重要になっています。

豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子どもの頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要であり、非認知能力の育成を基礎として子どもたちの育ちを支える取り組みを進めなければなりません。

子どもたちへの教育は、学校・園・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要であり、学校・園だけではなく、保護者、家庭、地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

そして、価値観が多様化する中で、市民個々の年代やニーズにあわせて、生涯にわたる学習活動を行うことは、個人の資質向上だけでなく、「地域づくり」といった活性化につながります。そのためには、教養、スポーツ、歴史、文化を通じ、地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりが重要となっています。すべての市民が生涯を通じて学び合い、主体的に生きるため、様々な学習機会の提供や環境整備が求められています。

これらを踏まえ、本年度教育方針として、第六次栗東市総合計画に掲げられている「いつまでも 住み続けたくなる 安心な元気都市 栗東」の具現化を図るため、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が緊密に連携し、学校・園・家庭・地域が目標を共有し、役割と責任を果たしながら、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」「いつまでも、学び続ける 栗東市民」「文化、芸術活動を実践する 栗東市民」をめざし、知・徳・体の調和のとれた『心豊かにたくましく生きる人の育成』に一貫して取り組んでいくことが求められます。

II 基本方針

令和4年度においては、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』をめざし、重要な柱として、

- | |
|--------------------------------|
| 1. 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進 |
| 2. 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進 |
| 3. 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進 |

の三つを掲げ、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、「第3期栗東市教育振興基本計画」に掲げた教育の基本目標の「人づくり」「まちづくり」「地域づくり」を基礎に、栗東市の教育の推進に努めます。

III 三つの重要な柱

1. 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進

市民に人権尊重の理念が普及するためには、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるとともに、インターネット等の莫大な情報に対する適切な判断力の育成が重要です。そこで、人権問題を自分のこととしてとらえ、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・園・家庭・地域等が連携し、インターネット上を含むあらゆる場で人権尊重の精神を育み、自分を大切にし、自分と同じように他の人を大切にすることに努め、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまちづくりをめざします。また、市民に「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言の理念や平和の大切さを考える機会の提供の継続に努めます。

2. 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、0歳から15歳を経て、さらに成人まで、誰一人取り残さず責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てることが重要であり、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着に努め、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざします。そのため、基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考え判断する力、ことばを使いこなして

豊かなコミュニケーションをする力、GIGA スクール構想に伴い導入されたタブレットをはじめとする ICT ツールを使いこなせる情報活用能力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「健康や体力」の向上を図るとともに、食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動の推進により「主体的に生きる力」の育成に努めます。

また、新たに取組を始めた「栗東子育て教育 Next プロジェクト」を推進し、「非認知能力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校・園づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

3. 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済が急激に変化し、価値観が多様化する中で、人々は常に新しい知識の習得や心の豊かさなど生きがいのための学びを求めています。

これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、市民の社会生活の充実にとっても大切なことです。このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化資産の保存と活用、スポーツ活動などの推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の社会教育を推進し、ウィズコロナに関わる新しい生活様式にも対応しながら、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

IV 具体的な取組

1. 人権・同和教育の推進

人権が尊重されるまちづくりをめざして、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、多様な機会と場において取り組みを進めてきました。その結果、ジェンダー平等についての理解が若年層を中心に広がっていることなど人権問題に対する理解や認識は高まりつつありますが、感染症拡大防止への同調圧力から生じるハラスメントやインターネット社会における悪質な差別事象をはじめ、未だに予断と偏見による差別事案・事件などが発生しています。

そこで、このような今日的状況を踏まえて、より一層市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、以下に取り組みます。

(1)各種研修会の充実	地区別懇談会での主体性向上に向けて体制を改善し、市民のつどいなど各種研修会の内容や手法についても工夫しながら実施します。
(2)栗東市人権教育地域ネット事業の推進	学校・園と地域が連携し、小学校区・中学校区ごとの研修会などを通して、人権が尊重された学校・園・家庭・地域の実現をめざします。
(3)人権・同和教育および啓発の充実	「2021－2025 栗東市人権・同和教育基本方針」ならびに「第五次輝く未来計画（人権・同和教育推進5カ年計画《2021(R3)～2025(R7)》）」に基づき、一人ひとりが差別解消の当事者として行動できる教育・啓発を進めます。

2. 就学前教育の充実

就学前保育教育では、人権を基盤として、多様で豊かな生活体験を積み重ねながら、「遊び」を通して学びを深め、非認知能力¹を育んでいきます。

(1)生涯にわたる「生きる力」の基礎づくり	「くりちゃん元気いっぱい運動」や「子育てのための12か条」の取組理念を継続し、0歳から15歳までの育ちの連続性を重視した「栗東子育て教育Nextプロジェクト」を推進し、基本的な生活習慣の定着と、感謝の心や規範意識・道徳性の芽生えを育み、生涯にわたる「生きる力」の基礎を培います。
(2)自立に向けた園での働きかけ	園では、子どもが心身ともに満たされ安定して自立していくために、子ども一人ひとりを受容し、「心も体も健やかな子ども」「よく考え行動し、思いやりのある子ども」「よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども」の育成に努めます。
(3)連続性・一貫性のある教育・保育	就学前から小学校へは、子どもの「育ち」をつなぎ、発達と学びの連続性・一貫性のある教育・保育を円滑に行えるよう取り組んでまいります。
(4)園・家庭・地域連携	園は家庭との連携を密にし保護者と相互理解を図り、家庭の子育て力の向上を目指すとともに、地域の人々と連携・協働しながら子育て支援に取り組めます。
(5)職員の専門性の向上	すべての家庭が安心して子育てをし、子どもたちが健やかに成長していくために、人材確保に努めるとともに、職員は、園内外の研修などに参加し、学びを深め、資質向上に努めます。

¹ 「非認知能力」は、目標や意欲、興味関心を持って、粘り強く取り組む力や、仲間と協調する力、自制心などを主な内容とします。テストなどで測ることができる「認知能力」と違って見えにくく、その分定義を巡っても諸説があります。

3 学校教育の充実

学校教育では、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、これまでの「くりちゃん元気いっぱい運動」の理念を継承しつつ、「子育てのための12か条」の従来の取り組みを整理、再編し、0歳から15歳を経て成人まで、一貫した成長を支える仕組みづくりとして「栗東子育て教育Nextプロジェクト」を推進します。

(1) 確かな学力の育成	<p>小学校での「きらりフル チャレンジ（くりちゃんチャレンジ）」の実施、中学校での「きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」の実施を通し、学習習慣の定着や授業改善を促進します。</p> <p>また、「GIGA スクール構想」事業によって配備した ICT ツールを活用して、学習の個別化と最適化を推進します。</p> <p>また、小学校・中学校の円滑な接続、小学校の生徒指導体制の強化、授業スキル向上を目的に、小学校「教科担任制」を更に充実させ、推進中学校区に加配を配置します。</p>
(2) 豊かな心の育成	<p>児童生徒の自尊感情を育む人権・同和教育の更なる推進を図ります。</p> <p>また、道徳科の一層の充実に努めるとともに、体験活動の推進を図ります。</p> <p>さらに「栗東子育て教育ビジョン」に基づき、好奇心や想像力、忍耐力、コミュニケーション力、自制などの非認知能力の育成を、各中学校区を単位として推進ネットワーク会議を開き、家庭、地域、園、学校で具体的に取組を共通理解しながら進めていきます。</p>
(3) 健やかな体の育成	<p>「早ね・早おき・朝ごはん運動」や、食べ物への感謝の心などを育む「食育」を推進するとともに、基本的な生活習慣の定着を図ります。また、安全教育の充実を通じた「自分の命は自分で守る」子どもの育成を図ります。</p> <p>体育や保健に関する指導に積極的に取り組み、子どもの体力の向上と健康の保持増進に努めます。</p>
(4) 子どもたちの育ちを支える取組	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、日本語指導員の派遣やサポート支援員、特別支援教育支援員の各校への配置を行うとともに、児童生徒支援教室事業を通して「児童生徒支援の充実」を図り、また「栗東市いじめ防止基本方針」に基づく「いじめを許さない学校づくり」、「第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画」に基づく「特別支援教育の充実」に努めます。</p>
(5) 信頼される学校づくり	<p>地域教育力の活用や学校情報の提供などを通じて、地域に根ざし開かれた特色のある学校づくりに努めます。さらに家庭学習を支える ICT ツールを活用し、欠席児童生徒への支援や不登校支援について幅広い実践を継続していきます。</p>

(6)教職員の資質向上	ICT 環境の活用に向けた研修の充実をはじめ、研究奨励事業の実施や研修講座への参加等を通して教職員の指導力向上を図るとともに、学校教育に対する市民の期待に応えられるよう教職員としての資質の向上を図ります。また、「学校の働き方改革」を推進し、教員が子どもや保護者と向き合う時間の確保と教員の超過勤務の解消を進めます。
(7)教育環境の充実をはかる	<p>継続的に安全・安心でよりよい教育環境を提供し続けるため、計画的な予防保全型対策による施設の長寿命化を進めるとともに、時代の変化や教育内容の多様化に適応した教育環境の整備を進めていきます。</p> <p>学校給食共同調理場では、学校給食衛生管理基準に則した運営を行い、安全・安心で栄養バランスのとれた給食提供と給食を生きた教材として食育を推進します。</p> <p>プログラミング教育に必要な ICT 環境・教材整備と学校の働き方改革を進めるために校務支援ツールの導入を図ります。</p>

4. 生涯学習の充実

生涯学習は、市民一人ひとりが主体的に学習し、それを活かした活動を地域づくりへと展開することにより、生涯学習のまちづくりへと繋がっていきます。こうしたまちづくりを進めるため、必要課題や要求課題を踏まえながら、以下に取り組みます。

(1)誰もが参加できる生涯学習事業・講座の充実	はつらつ教養大学の受講者による学びたい講座のアンケート調査を行い、社会教育重点事業等の充実により、今日的課題等の解決につながる学習の機会を提供し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも自由に学び、学ぶことの素晴らしさに気づき、自己を豊かに高めていくため、生涯学習の推進を図ります。
(2)読書環境の充実	「第2次栗東市立図書館基本的運営方針」は、本年度が実施期間5年間の初年度となります。第1次方針を引き継ぎ、資料の収集、提供を基本とした図書館サービスを実施するとともに、「第3次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童書の収集、提供を行い、市内関連施設と連携し、地域や家庭で子どもが自然に読書に親しみ、自主的な読書活動ができるように支援します。
(3)環境学習施設の充実と活用	自然体験学習センター(森の未来館)における森林環境学習「やまのこ」事業や、自然観察の森における観察会等の事業を通して、都市近郊に残る身近な自然を体験できる環境学習の場として有効活用を図ります。

5. 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは市民すべての願いです。そのため、以下に取り組みます。

(1) 子育て、家庭教育への支援	<p>子どもたちの育ちにおける発達の連続性と非認知能力の育成課程において、「子育てのための12か条」の趣旨を活かし、「栗東子育て教育Nextプロジェクト」の取組を家庭、地域、園、学校や関係機関等と連携しながら積極的に推進していきます。</p> <p>それらの取組により、家庭や地域社会など社会全体で子育てに関わり、同じ目標を持ち、子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。</p>
(2) 青少年の非行防止と健全育成の取組	<p>青少年の非行防止や健全育成を図るため、少年センターでは少年補導委員会をはじめとする関係機関との連携を深め、各校・園での非行防止教室等の開催、支援の必要な青少年への相談活動や継続した指導・援助に取り組みます。さらに、補導・啓発活動では、青少年との対話、声かけを大切にするとともに、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設けていきます。</p>

6. 生涯スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であるとともに、人と人との繋がりを深め地域コミュニティの再生をはじめ、人生をより豊かで充実したものにします。こうしたスポーツの意義に対し、昨今の高齢化や健康志向の多様化により、スポーツ振興への期待が高まっています。そこで以下に取り組みます。

(1) 生涯スポーツに親しむ機会や施設の充実	<p>「第2期栗東市スポーツ推進計画」に基づき、市民各々のライフステージやライフスタイルに応じて生涯スポーツに親しむ機会や施設を充実させ、生涯スポーツのまちづくりを進めます。</p>
(2) 国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会の準備	<p>3年後の国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会を見据え、市スポーツ協会をはじめ、様々な団体と連携して競技スポーツの振興と競技者の育成を図るとともに、大会に向けた広報活動など、開催への準備を進め、あわせて栗東市民体育館改修工事を完成させます。</p>

7. 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術は、創造性や心のつながりを育み、相互に理解し尊重し合う社会を形成する礎となるものです。これらの意義を通じて、市民の生活を心豊かで充実したものにするため、以下に取り組みます。

(1)文化芸術活動への 機会の提供と、組織 の充実	引き続き「栗東市文化振興計画(改訂版)」に基づき、情報共有、交流、連携、協働などにより誰もが文化・芸術に親しみを持ち、文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動を行うための組織の充実を進めます。
(2)市民に親しまれる 芸術文化事業の推 進	栗東芸術文化会館さきらを継続して市民の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、指定管理者を中心に文化協会、音楽振興会等の団体とともに、市民に親しまれる芸術文化事業を推進します。

8. 歴史文化資産の保存と活用

歴史文化資産は市民共有の財産であり、地域への誇りや愛着を深め、地域社会の連帯感を育む資源として重要なものです。こうした歴史文化資産を大切に守り伝え、地域でのまちづくりに活かされるよう努めるとともに、以下に取り組みます。

(1)保存、修理事業等の 支援	指定等文化財の所有者などが行う保存、修理事業等を支援し、文化財防火訓練などを通じて防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ります。
(2)埋蔵文化財の管理	埋蔵文化財については、開発状況等適確な社会情勢の変化の把握に努め、調査を行い、出土した遺物は適切に保存するとともに出土文化財センターを通じて関係機関と連携し、情報を発信します。
(3)文化財の調査、研究 と活用	歴史民俗博物館では、地域資料を収集、保存し、調査研究を進め、展覧会を開催するなど、市民とともに楽しみ、広く活動することに取り組みます。 なお、令和2年度から着手している「栗東市文化財保存活用地域計画」については今年度認定を目指して、引き続き取り組んでまいります。